議案第９９号

特別職の給与に関する条例中一部改正の件

特別職の給与に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和２年３月２５日提出

芽室町長　手　島　　旭

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第８号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

11　令和２年４月１日から令和２年４月30日までの間に限り、特別職の給料月額については、第２条の２の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、町長にあってはその額の100分の10に相当する額を、副町長にあってはその額の100分の５に相当する額を減じた額とする。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

説　明

元公立芽室病院診療部長による信用失墜行為に対し、町長及び副町長の給料月額を１か月間減額しようとするものであります。

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現　行
附　則 １〜９　―略― 10　平成26年６月１日から平成26年６月30日までの間に限り、特別職の給料月額については、第２条の２の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、町長にあってはその額の100分の50に相当する額を、副町長にあってはその額の100分の40に相当する額を減じた額とする。 11　令和２年４月１日から令和２年４月30日までの間に限り、特別職の給料月額については、第２条の２の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、町長にあってはその額の100分の10に相当する額を、副町長にあってはその額の100分の５に相当する額を減じた額とする。 附　則 この条例は、令和２年４月１日から施行する。	附　則 １〜９　―略― 10　平成26年６月１日から平成26年６月30日までの間に限り、特別職の給料月額については、第２条の２の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から、町長にあってはその額の100分の50に相当する額を、副町長にあってはその額の100分の40に相当する額を減じた額とする。

参考資料